

## ASEAN+3 学生交流及び流動性に関するガイドライン（仮訳）

### 1. ビジョン

ASEAN+3 各国は、次世代のための学生交流とバランスのとれた流動性の更なる促進を通じて、域内の相互理解、平和、発展を目指す。

### 2. 目的

ASEAN+3 学生交流と流動性に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）は、質保証を伴う学生交流のための基本的枠組みを提供し、ASEAN+3 各国の高等教育制度の発展促進を目的とする。

ガイドラインは、ASEAN+3 域内の学生交流とバランスのとれた流動性を促進するための関連プログラム（以下、「プログラム」という。）への参照文である。

各国は、ガイドラインの使用を促進するための可能な支援策を開発するよう促される。

### 3. 参加

各国は、ガイドラインを大学及びその他の高等教育機関に周知すべきである。

ASEAN+3 の国がガイドラインのもとで学生交流の枠組みに参加する際には、政府、政府に指名された主体又はその両方において担当が指名されるべきである。

大学又はその他の高等教育機関がガイドラインのもとで学生交流の枠組みに参加する際には、上記担当はその機関を是認すべきである。

政府、政府から指名された他の主体又はその両方及び参加機関は、ガイドラインの全ての文言に従うよう促される。

### 4. 学生交流及び流動性

ASEAN+3 域内で学生交流プログラムを作成し運営する際は、下記の項目が考慮されるべきである。

#### 4.1 学習期間及びプログラムの種類

ガイドラインのもと、学生交流の学習期間及びプログラムの種類は、以下のとおり分類される。

##### 4.1.1. 学習期間

- (a) 3 か月未満
- (b) 3 か月以上 6 か月未満
- (c) 6 か月以上 12 か月以下
- (d) 12 か月より長期間

#### 4.1.2. プログラムの種類

- (a) 学位取得型
- (b) 単位取得型
- (c) その他

#### 4.2 学生のレベル

学部又は大学院レベル

#### 4.3 言語

望ましい教授言語は英語であるが、その他の言語も可。

#### 4.4 学問分野

学問分野は、連携機関双方の希望、状況及び合意に基づき、連携機関の間で決定されるべきである。分野は限定されないが、便宜上以下のとおり分類される。

- (a) 教育学
- (b) 人文科学, 芸術
- (c) 保健と福祉
- (d) 社会科学, 商学, 法学
- (e) サービス
- (f) 工学, 製造, 建築
- (g) 生命科学
- (h) 物理科学
- (i) 数学と統計学
- (j) コンピューティング
- (k) 農学
- (l) その他

#### 4.5 参加学生の選定

学生の選定基準は、派遣大学と受入れ大学との間で作成され合意されるべきである。バランスのとれた流動性が望ましい。

### 5. 単位及び単位互換制度

参加国と大学との合意に基づいて、派遣大学はアジア太平洋大学交流機構 (UMAP) の単位互換制度 (UCTS), ASEAN 単位互換制度 (ACTS), ヨーロッパ単位互換制度 (ECTS) といった国際的に認識されている単位互換制度にしたがって、単位互換できる制度を整えることが促される。受入れ機関での取得単位は、派遣機関で認定されることが促される。

## 6. 質保証

### 6.1 政府

各国の政策のもと，参加国の政府は質保証を伴う学生流動性を促進し，自国の質保証機関に ASEAN+3 内の関連機関との情報交換及び協力を行うよう促すべきである。

### 6.2 大学又は学習プログラム

大学，学生交流のための学習プログラム又はその両方は，認証機関及び評価機関によって公的に適格認定され，評価を受けることが促される。

## 7. 費用及びその他の責任

資金及びその他の支援は，関係者，政府，大学，その他の関係機関全体で下記の原則のもと考究される。

### 7.1 資金

参加学生への資金援助は，下記の項目に限定されないが，学生交流プログラムの種類（例えば，政府予算のプログラムか，機関レベルの任意の学生交流プログラムか），関係者の能力及び条件に基づいて考究されるべきである。政府は，大学及び関連機関が自国の政策の下で下記の支援を行うよう促すべきである。

派遣国（政府，大学，その他関係機関）

- ・受入れ国への渡航費の援助
- ・国際的な健康保険の提供
- ・滞在費の支給

受入れ国（政府，大学，その他関係機関）

- ・授業料の免除
- ・奨学金，研究費又はその両方の提供

### 7.2 学生支援

学生支援は，下記の項目に限定されないが，関係者の能力及び条件に基づいて考究されるべきである。政府は，大学及び関連機関が自国の政策の下で下記の支援を行うよう促すべきである。

派遣国（政府，大学，その他関係機関）

- ・奨学金，研究費又はその両方に関する情報の提供
- ・出発前の学生向けオリエンテーションの実施

受入れ国（政府，大学，その他関係機関）

- ・学習プログラム，入学条件，登録手順，学事暦といった必要情報を英語でウェブサイトに掲載
- ・留学生向けハンドブックの作成
- ・滞在ビザ取得のための支援
- ・出発時及び到着時の送迎手配
- ・到着後の学生向けオリエンテーションの実施
- ・住居を探すための支援
- ・基本的医療の提供
- ・留学生向けのバディ・チューター制度及び留学生向け国際アドバイザー制度の創設

## 8. モニタリング

毎年 ASEAN+3 教育分野高級実務者会合に合わせて運営委員会を開催する。

各国は，国内のプログラムをモニターし，統計データ，優良事例，学生のレポートを含む関連情報を集めるよう促される。

上記の情報は，各国の法規及び状況に基づいて，2年ごとに開催される ASEAN+3 教育大臣会合に報告されるとともに，ユネスコ「アジア・太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する地域条約」の条文に基づき設立される各国の国内情報センターといったウェブサイト，その他政府に指定されたウェブサイト又はその両方で提供される。

### 留意事項

更に次の成果が期待される。

- ・「単位互換制度の比較表を含む留学証明のためのガイドライン」を ASEAN+3 域内で作成。
- ・学業成績及び学事暦といった ASEAN+3 各国で異なる制度に関する比較表の作成。
- ・各国の学生交流に加え，研究者，教員，職員の一層の国際交流促進。

※このガイドラインの正本は，平成 28 年 5 月 26 日 ASEAN+3 教育大臣会合決定の英文であり，上記は事務局による仮訳である。